岩手日報（8/26）記事

「応用効く火災保険」

豪雨災害が多発していた８月２１日、岩手代協が岩手日報社の取材を受けました。その記事が８/２６に掲載された。

手　日　報　2014年（平成26年）8月26日（火曜日）

地震や豪雨、災害多発

応用効く火災保険

東日本大震災や全国各地での豪雨災害、広島県での土砂災害など、近年多くの自然災害が発生し生命や暮らしが脅かされている。自然災害に遭い住宅が損壊したり財産を失ったりしたとき、保険や自治体の支援などが生活再建の助けとなる。災害時の再起の支えになる制度について紹介する。

県損保代理業協会などに聞く

水害や落雷、任意追加も

住宅や家財に自然災害による被害が出たとき、迅速に対応してくれるのが保険。県損害保険代理業協会（事務局・盛岡市）によると東日本大震災以降、地震保険が注目され、加入が増えているという。地震保険には地震による家の倒壊や津波に対する補償も含まれる。

半面あまり知られていないのが、火災保険にオプションの形で組み合わせることができる自然災害補償。保険加入者の希望で火災の ほか▽落雷▽風、ひょう、雪災▽水災―が補償される。例えば土石流災害は水害に該当し、住宅や家財の修理費相当の保険金を受け取ることができる。

総合保険では自動的に自然災害補償が受けられる契約内容になっていることもあるが、場合によっては火災以外は対象外であることも。同協会の野中康行専務理事は「自分が加入している保険の条件を調べたり、どのような契約内容になっているか代理店に相談して確認してほしい」とアドバイスする。

保険は1年単位での契約更新が多いが、途中から切り替えできることもあるという。また住宅と家財の保険はそれぞれ加入する必要があるため注意が必要だ。保険だけでなくJA共済や県民共済など、各種共済にも自然災害の補償制度がある。団体によって名称や条件などが異なるので、契約内容を確認してほしい。

災害の規模によっては行政の支援が行われることもある。東日本大震災や昨年8月の県央豪雨災害では「災害救助法」の適用を受けた自治体の住民が行政の支援を受けた。

同法の適用には市町村の人口規模に対する住家被害数などの基準がある。救助内容は▽被災者救出▽避難所や仮設住宅の設置▽炊き出しや飲料水の供給―など多岐にわたる。

昨年の豪雨災害で雫石町では、孤立集落が発生して被害が拡大し、人命に危険が及ぶ恐れがあったため、災害救助法の適用を受けた。食料や飲料水の供給のほか、浸水による住宅の損壊が発生したため、52万円相当を上限とする修理もなされた。